

国指定西之島鳥獸保護区
指定計画書
(環境省案)

平成20年 月 日
環 境 省

1 国指定鳥獣保護区の概要

(1) 国指定鳥獣保護区の名称

西之島鳥獣保護区

(2) 国指定鳥獣保護区の区域

東京都小笠原村西之島の区域

(3) 国指定鳥獣保護区の存続期間

平成20年8月1日から平成39年10月31日（19年3か月）

(4) 国指定鳥獣保護区の指定区分

集団繁殖地の保護区

(5) 国指定鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、東京都の南方約1,000km、小笠原諸島父島の西方約130kmに位置する西之島の全域である。

西之島は、南北約0.6km、東西約0.7kmほどの海洋島である。同島は、最高地点の標高が25mと平坦であり、溶岩により形成された旧島台地及び新島台地並びにそれらをつなぐ火山堆積物により形成された砂礫質の低地からなる。

同島の植生については、旧島部分及び低地部分においては草本群落が見られるが、1973年の火山噴火により形成された新島台地部分においては植生は確認されていない。

また、同島は入植されたことがなく、無人島である。

このような自然環境を反映して、同島には環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧ⅠB類のアカオネツタイチョウ、絶滅危惧Ⅱ類のアオツラカツオドリ、オオアジサシ及びオーストンウミツバメを始め、カツオドリ、オナガミズナギドリ、セグロアジサシ等の海鳥類の集団繁殖が多く確認されている。

このように、当該区域は、海鳥類の集団繁殖地として重要であることから、当該区域を集団繁殖地の保護区として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域において集団で繁殖する鳥類の保護を図るものである。

2 国指定鳥獣保護区の保護に関する指針

保護管理方針

1) 当該区域は無人島のため、集団繁殖地の環境は現状のまま保全することを基本とし、鳥類の生息に悪影響を与える環境変化（漂流・漂着ゴミ、侵略的外来種の侵入等）の発生の有無について情報収集を行うことにより、環境変化が発生した場合において早期に適確な対応ができるよう努めるものとする。

2) 海鳥の生息・繁殖環境を適切に保持するため、関係地方公共団体、関係機関、地域住民等と連携協力を図る。

3 国指定鳥獣保護区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積
 総面積 29 h a

内訳

ア 形態別内訳

林 野 h a
 農耕地 h a
 水 面 1 h a
 その他 28.0 h a

イ 所有者別内訳

国有地	26 h a (*)			
国有林	林野庁所管	7 h a	制限林	7 h a
			普通林	h a
国有林以外の国有地	財務省所管	19 h a		

}	}	}	保安林	h a
			砂防指定地	h a
			その他	7 h a

(*) 西之島は1973年の火山活動により島の形状が著しく変わり、現在の総面積は29haであるが、国有地面積の合計とは一致しない。

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然公園法による地域（小笠原国立公園）

特別保護地区及び普通地域 25 h a

4 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 国指定鳥獣保護区の位置

当該区域は、東京から南方約1,000km、小笠原諸島父島から西方約130kmに位置している。

イ 地形、地質等

西之島は、第四紀の海底火山の活動によって形成された。他の小笠原諸島と同様に、島が成立して以来、一度も大陸と陸続きとなったことのない海洋島である。

標高25mの平坦な円形の島であり、1973年の海底火山の噴火により発生した東側の新島部分と西側の旧島部分とが噴火堆積物で繋がり形成されている。地質は新旧両島部が溶岩であり、両島を繋ぐ平坦部は砂礫質である。新島台地部

分は、溶岩の風化が進んでおらず土壌がない状態である。島の南部の新島低地には池が存在する。

ウ 植物相の概要

西之島の植物相は現在スベリヒユ等6種の草本類・低木が確認されており、すべて広域分布種である。噴火後の1980年の調査ではオヒシバ、スベリヒユ、イヌビエ、グンバイヒルガオの4種が確認されており、その後ハマゴウ及びツルナの新島海流散布植物2種が新たに定着したと考えられ、今後も新たな種が定着する可能性がある。植生は旧島部に最も多く、新島の台地部分には見られない。島全体を見ても草本類の群落が主であり森林は形成されていない。地史的に若く海底火山の噴火の影響も受けている西之島の植物相は、小笠原群島と比べると貧弱ではあるが、植生は外来植物が進入していない自然度の高い状態であり、噴火後の海流散布による新規定着種の侵入経過を知る貴重な環境といえる。

エ 動物相の概要

1991年及び2004年の調査において確認されている鳥類は12種であり、そのうちアカオネツタイチョウ、アオツラカツオドリ等9種類の海鳥については繁殖が記録されている。

また、西之島ではこれまでに動物相全体の調査は行われておらず、不明な点も多いが、脊椎動物では哺乳類、爬虫類、両生類、淡水魚類の生息は報告されていない。無脊椎動物についても総合的な調査はされていないが、アリ等の数種類の昆虫、クモ及びカニの生息が確認されている。

(2) 生息する鳥獣類

別表のとおり。

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

ア 被害の報告

被害の報告はない。

イ 有害鳥獣捕獲の実績

有害鳥獣捕獲の実績はない。

- 5 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項
当該区域において、法律第32条に規定する損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。

6 施設整備に関する事項

- | | |
|---------------|----|
| (1) 鳥獣保護区用制札 | 1本 |
| (2) 特別保護地区用制札 | 1本 |